

議会改革推進委員会 会議録

開催日	平成 25 年 1 月 23 日 (水)
会議時間	午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時 50 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員等	[委員長] 清宮 誠 [副委員長] 上ノ山 博夫 [委員] 岩井 功, 橋岡 協美, 五十嵐 智美 小須田 稔, 森野 正, 中村孝治 [オブザーバー] 山口 文明
欠席委員等	
委員外委員	なし
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 福山 聡昭 [次長] 佐藤 公子 [書記] 向後 昌弘, 齊藤 雅一
協議事項	予算及び決算関連議案の審議手法について

【決定事項】

(1) 以下の内容で議長に対し答申を行う。

- 予算総括質問は、会派の代表質問の中で実施し、会派に属さない議員については、個人質問の中で予算関連議案に対する質問を認める。なお、少数意見として質問時間を別途確保すべきとの意見があったことを明記する。
- 予算審査特別委員会の委員は、会派所属の議員の中から選任し組織を構成する。また、会派に属さない議員の質問機会を確保する観点から、文書による質問を認める。なお、会派に属さない議員の中から代表者 1 名を参画させるとの提案に賛成した委員が 2 名いたことも併せて明記する。
- 予算審査特別委員会の 1 部局当たりの審査時間は、1 部局あたり 2 時間、委員 1 人あたりの質疑応答時間を 10 分とする。なお、質問時間のみで 7 分とする提案に賛成した委員が 2 名いたことも併せて明記する。
- 予算審査特別委員会の審査単位は土木部と水道部を統合し 9 部局とすることを提案する。
- 追加資料の請求は、請求元となる各委員に、委員会審査に必要な資料として精査したうえで請求するよう求める。
- 現在示されている会期（案）のうち、常任委員会及び予算審査特別委員会の開催週を入れ替えることを提案する。

(2) 次回日程 未定

【主な協議内容等】

(1) 総括質問の実施について

(代表質問で実施すべきとする主な意見)

- 会派に属さない議員にも予算関連議案の質問機会を確保する必要がある、一般質問において総括質問を行うべき。
- 議案付託の時期の観点から総括質問は会派の代表質問において行うべきであり、会派に属さない議員においては会派を結成し、その代表者が行うべき。

□昨年度は総括質問実施後に予算関連議案の委員会付託を行ったが、総括質問の定義を「特別委員会に質疑することができない内容とする」と定めることで、付託後に総括質問を実施しても問題がないと思われる。

□昨年度、総括質問と一般質問を分けて実施したが、総括質問と一般質問の区別がつかず、わかりにくかったとの意見が出たことから、今回は代表質問で実施すべき。

#### (付託前質疑（昨年度）で実施すべきとする主な意見)

□代表質問において総括質問を行うのであれば、総括質問分の時間枠拡充を図るべき。時間を延長しないのであれば実質的には従前の議会運営と同じであり、昨年の付託前質疑の方法で行うべき。

□前回の総括質疑の時間が長いというのであれば、時間を短縮してでも前回の総括質疑の方法で実施すべき。

#### (2) 特別委員会の組織について（会派に属さない議員の参画について）

□平成 23 年度決算審査特別委員会の運営がスムーズだったと感じたため、平成 23 年度決算特別委員会の運営と同様、会派から委員を選出し、会派に属さない議員においては文書による質問を認めるべき。

□平成 23 年度決算審査特別委員会で実施した文書による質問では議論が深まらなかったと感じたため、会派に属さない議員から 1 名選出すべき。

#### (3) 特別委員会の運営について

##### ①委員の質疑時間について

□前回の決算審査特別委員会において質疑応答を含め 10 分で実施したことから、今回の予算審査特別委員会においても質疑応答を含め 10 分で実施し、改めて質疑時間について協議すべき。

□決算より予算のほうが内容を細かく審査する必要があると考え、決算審査特別委員会以上の質疑時間を確保すべきであり、質問時間のみで 7 分とすべき。

##### ②審査単位について

□前回の 10 部局による審査単位を 9 部局に統合する。統合する部局は、平成 23 年度決算審査特別委員会では都市部・土木部を統合したが、今回の予算審査特別委員会では土木部・水道部を統合して実施すべき。

□水道部は企業会計なので、単独で実施したほうがいいと思われる。

#### (4) 審査資料のあり方について（追加資料について）

□例年、請求される資料の量が多いように感じられる。節度をもって請求していただきたい。

□議員は予算関連議案を十分に審議するべきであり、そのための資料請求は必要である。しかし、個人で調べられるものや直接議案に関係のない資料請求について控えるなど、要求する側の配慮も必要。

□例年追加資料で要求している資料のうち重要な資料については、当初資料で提出していただきたい。

□各会派から要求された資料を整理する場として、会派代表者会議などの場において内容の確認をする必要がある。

□特別委員会の資料請求は正式な法令に基づく請求でないことから、議員が内容の協議をすることはできないと思われる。したがって、請求する議員がそれぞれ内容を精査し、議長がその内容を確認し執行部に依頼するべき。

□議会基本条例において、閉会中において市長その他の執行機関に対して文書による質問を認めるという規定がある。議会改革推進委員会において詳細な実施方法を検討していく必要があり、それと併せ特別委員会の資料のあり方についても検討していくべき。

#### (5) その他（審査日程について）

□日程案では、3月の第3週に常任委員会、第4週に特別委員会となっている。3月17日に

千葉県知事選挙が予定されており、総務部の職員が夜遅くまで選挙事務に従事する予定であることから、常任委員会と特別委員会の日程を入れ替えて実施すべき。またその場合は、常任委員会を総務常任委員会と文教福祉常任委員会を入れ替えて実施すべき。

□常任委員会と特別委員会の日程を入れ替えて実施した場合、追加資料の提出日から特別委員会開催までの期間が短くなってしまいますので検討が必要。

以上のとおり会議録を作成し、ここに署名する。

委員長 清宮 誠